改正後	改正前
第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。 十一　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第４項まで又は第７項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	**第80条**　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。 十一　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第５項まで又は第８項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
別記様式第29（第８条関係） （表　　面） ［略］ （裏　　面） 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄） **第61条の23**　原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又は当該職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 ２　前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 ３　［略］ ［略］	**別記様式第29**（第８条関係） （表　　面） ［同上］ （裏　　面） 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄） **第61条の23**　原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又はその職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 ２　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 ３　［同上］ ［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第五　核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二　［略］ 三　［保全区域］とは、加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。 四　［略］ 五　［略］ 六　［略］ 七　［保安活動］とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 八　［品質マネジメントシステム］とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。	（定義） **第一条**　［同上］ ２　［同上］ 一・二　［同上］ ［号を加える。］ 三　［同上］ 四　［同上］ 五　［同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］